

加入者保護信託の信託財産の運用として保有できる有価証券及びその他認められる方法を指定する件

(平成十五年一月六日金融庁・法務省・財務省告示第一号)

加入者保護信託に関する命令(平成十四年内閣府・法務省・財務省令第四号)第六条第三項第六号イ及びハの規定に基づき、信託財産に属する金銭の運用として受託者が保有できる有価証券及びその他認められる方法を次のように指定し、平成十五年一月六日から適用する。

一 指定有価証券

イ 地方債

ロ 特別の法律により法人の発行する債券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。)

ハ 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)に規定する貸付信託の受益証券

ニ 担保付社債(償還及び利払に遅延のないものに限る。)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、確実な有価証券であつて、その保有について金融庁長官、法務大臣及び財務大

臣の承認を受けたもの

二 その他指定方法

イ 金銭信託（貸付信託の受益証券の取得を除く。）

ロ コール資金の貸付け

ハ 受託者である信託銀行（受託者が信託財産を他の信託銀行に信託する場合における当該他の信託銀行を含む。）の
銀行勘定に対する貸付け